

差別のない明るい人権尊重社会を目指して 8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

部落差別のない社会の実現に向けて

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が、また、令和4年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」がそれぞれ施行されました。

この法律および県条例は、現在もなお部落差別が存在していることに鑑み、部落差別の解消に関して国および地方公共団体の責務を明らかにした上で、部落差別のない社会を実現することを目的としています。特に情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな差別事象も発生しています。

また、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。さまざまな問題を抱える女性を支援するための施策を推進し、人権を尊重していくことが求められています。

こうした中、市では法律や県条例の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発、相談事業などを積極的に実施しています。

人権を守るために

市では、各地区人権教育推進協議会、公民館、自治会など、さまざまな団体のご協力の下各種研修会の開催や人権リーフレットの配布、市ホームページを活用した人権課題の周知などに取り組んでいます。今後も全ての人の人権が守られるよう、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と連携し、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っていきます。

人権標語の優秀作品集がご覧になれます

市内の小・中学校から応募のあった人権標語の優秀作品集は、市ホームページからご覧ください。



〈令和5年度人権ポスター優秀作品〉
南河原小学校3年 島村脩にさん

困ったときは、一人で悩まず、相談を

- みんなの人権110番 ☎0570—003—110
- こどもの人権110番 ☎0120—007—110
- 女性の人権ホットライン ☎0570—070—810

※いずれも月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

- インターネット人権相談受付窓口
「インターネット人権相談」で検索してください。



- Foreign—language Human Rights Hotline



▶問い合わせ 人権・男女共同参画推進課(内線221)

全国一斉「こどもの人権相談」 強化週間を実施します

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、こどもを巡るさまざまな人権問題に取り組んでいます。このたび、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、相談を受け付けます。なお、法務局職員と同連合会こども人権委員会委員が相談に応じ、秘密は守られます。

- ▶期間 8月21日(水)～27日(火)
- ▶受付時間 午前8時30分～午後7時※8月24日(土)・25日(日)は午前10時～午後5時
- ▶電話番号 0120—007—110※IP電話からは接続不可
- ▶費用 無料
- ▶問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課☎048—851—1000



「こどもの人権110番」

8月は「人権尊重社会をめざす 県民運動強調月間」です

人権尊重社会をめざす県民運動は、さまざまな人権課題への理解を深め、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けて、企業や民間団体・市町村を含めた県民総ぐるみで取り組む運動です。

人権啓発イベント「ヒューマンフェスタオンライン2024」を開催します

人権を取り巻く課題はインターネットの普及などにより複雑多様化しています。

皆さんに人権について身近に感じていただくため、オンラインによる人権啓発イベントを実施します。県ホームページ上の特設サイトからご参加ください。

- ▶期間 8月1日(木)～9月30日(月)

- ▶テーマ 女性の人権

- ▶内容 人権メッセージ動画配信、人権啓発クイズの実施

- ▶問い合わせ 埼玉県人権・男女共同参画課☎048—830—2258



「ヒューマンフェスタオンライン2024」

10月分(12月支給分)から児童手当制度が変わります

▶制度改正の概要

- 所得制限の撤廃
- 支給対象児童の高校生年代までの延長
- 第3子以降の支給額の増額および第3子以降のカウント方法の変更
- 支給回数の変更(年3回から年6回)

	改正前(9月分まで)	改正後(10月分以降)
支給対象	中学校終了までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方
所得制限	あり 所得制限限度額以上は特例給付 所得上限限度額以上は支給なし	なし
手当月額	・3歳未満：1万5千円 ・3歳から小学校終了まで 第1子、第2子：1万円 第3子以降：1万5千円 ・中学生：1万円 ・所得制限限度額以上：5,000円 (所得上限限度額以上は支給なし)	・3歳未満 第1子、第2子：1万5千円 第3子以降：3万円 ・3歳から高校生年代まで 第1子、第2子：1万円 第3子以降：3万円
支払回数	年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月)
第3子以降増額のカウント対象	0歳～18歳に到達した年度末まで ※子どもの生計費などの経済的負担が生じている場合に限る	0歳～22歳に到達した年度末まで ※子どもの生計費などの経済的負担が生じている場合に限る

※改正後の児童手当の初回支給は、12月(10月、11月の2カ月分)となります。

※公務員の方は、勤務先へお問い合わせください。

▶申請方法などについて

所得制限により手当を受給していなかった方や高校生年代の児童を養育している方などについては、別途手続きを行っていただく場合があります。詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

▶問い合わせ 子ども未来課手当・給付担当(内線292・297)

「さいたまけん★こどものこえ」 メンバー募集

県では、埼玉県を日本一暮らしやすいところにするため、「さいたまけん★こどものこえ」のメンバーを募集しています。

- ▶募集期間 8月1日(木)～9月30日(月)
- ▶対象 小学生・中学生・高校生相当年齢および未就学児・登録した小学生・中学生・高校生相当年齢の保護者
- ▶内容 県政などに関するWEBアンケートの回答
- ▶特典 図書カード500円分
- ▶申し込み 県ホームページを確認の上、直接お申し込みください。

- ▶問い合わせ 埼玉県こども政策課こどもまんなか担当☎048—830—3343



埼玉版SDGs推進アプリ「S³(エスキューブ)」をご利用ください

県では、SDGsを気軽に学べるツールとして埼玉版SDGs推進アプリ「S³(エスキューブ)」を運用しています。このアプリでは、SDGsの17のゴールについて分かりやすく解説している他、コラムやクイズ、ニュースなど多様なコンテンツで多角的にSDGsを理解することができます。

また、アプリ内でポイントを貯めてくじにチャレンジすると抽選で電子マネーや協賛店のサービスを受けられる特典カードなどの景品が当たります。ぜひご利用ください。

- ▶問い合わせ 埼玉県計画調整課総括・SDGs推進担当☎048—830—2133

